

砂川市訓令第18号

令和7年4月1日

すながわ健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## すながわ健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する訓令

すながわ健康ポイント事業実施要綱（令和元年訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える

(3) ポイントアプリ ポイントを記録するためのアプリケーションをいう。

第4条第1項中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 歯科健診、歯科検診又は歯科医療を受けること。

第4条第1項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 若年者生活習慣病予防健診を受診すること。

(3) 産後生活習慣病予防健診を受診すること。

第4条第2項中「前項第6号」を「前項第9号」に改める。

第5条に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、ポイントアプリによりポイント事業に参加しようとする者は、当該ポイントアプリの登録時に求められる事項を登録しなければならない。

4 第2項に規定するポイントカードの交付を受けた者（以下「カード参加者」という。）及び前項に規定するポイントアプリを登録した者（以下「アプリ参加者」という。）は、ポイントカードとポイントアプリを併せて使用してはならない。

第6条第1項中「ポイントカードの交付を受けた者（以下）」を「カード参加者及びアプリ参加者（以下これらを）」に、「毎に」を「ごとに」に改め、同条第2項中「前年12月1日から当該年度の11月30日」を「4月1日から3月31日」に改め、同条第3項中「ポイントカードに押印すること」を「カード参加者においてはポイントカードにポイント付与用スタンプを押印することにより行い、アプリ参加者においては対象事業ごとのQRコードを記載したカードをスマートフォン等の通信端末（以下「スマートフォン等」という。）で読み込むこと」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、市民の健康保持及び増進に寄与するために必要と認める場合において、別に定める方法によりポイントを付与することができる。

第7条中「当該ポイントカードの交付を受けた」を「参加者」に改める。

第8条第2項中「参加者」を「カード参加者」に、「当該年度の12月1日から12月27日」を「事業実施年度の翌年度の5月1日から5月31日」に改め、「規定する休日」の次に「（以下「市の定める休日」

という。)」を、「期間」の次に「(以下「特典交換期間」という。)」を加え、同条第3項中「参加者が前項の」を「カード参加者が前項の規定による」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の特典と交換しようとするアプリ参加者は、事業実施年度の翌年度の4月1日から4月25日(市の定める休日を除く。)までの期間に自らのスマートフォン等にインストールしたポイントアプリにおいて特典との交換の申請を行い、かつ、特典交換期間に当該ポイントアプリを市長に提示しなければならない。

第9条見出し中「再交付」を「再交付等」に改め、同条第1項中「参加者が」を「カード参加者は、」に、「を紛失」を「が紛失」に、「、又は」を「又は」に改め、「、市長」を削り、「提出し」を「市長に提出し」に改め、同条第2項中「付与された」を「付与した」に改め、「確認できるときは、」の次に「市長は、」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 アプリ参加者がスマートフォン等の紛失等によりポイントアプリを市長に提示できない場合、すでに付与したポイントは、無効とする。ただし、市長は、当該アプリ参加者から当該ポイントの確認の申出があった場合は、ポイントアプリに記録された情報(以下「ポイントアプリ情報」という。)に基づき、付与したことを確認できるポイントに限り再度付与することができる。

第10条の見出し中「参加申込者」を「参加者」に改め、同条第1項中「参加者」を「カード参加者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、ポイントアプリ情報により、アプリ参加者の状況を管理するものとする。

別記第4号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

## 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。